

台風15号により被害を受けた福浦・幸浦地区等の事業者の方への説明会	
日 時	令和元年10月31日（木）10時00分～12時00分【第1回】 13時00分～15時00分【第2回】 16時00分～18時00分【第3回】 令和元年11月5日（火）10時00分～11時30分
開催場所	金沢産業振興センター ホール（10/31） 神奈川県民センター ホール（11/5）
出席者	横浜市、神奈川県、神奈川労働局、関東経済産業局
参加者数	第1回：145人 第2回：110人 第3回：77人（10/31） 31人（11/5）
議 題	1 横浜市被災中小企業復旧支援補助金について【経済局】 2 資金調達の支援について【経済局・神奈川県産業労働局】 3 台風15号・19号の災害に伴う雇用調整助成金の特例実施について【神奈川県産業労働局】 4 金沢区福浦・幸浦地区の護岸の復旧について【港湾局】（10月31日のみ） 5 事業継続力強化計画の認定について【関東経済産業局】 6 質疑応答
主な質疑応答	<10月31日> 【補助金について】 ○機械を東京の施設にもっていきたいが補助金対象となるか （本市） 元あったところへの再設置が原則。市外に出てしまうものについては対象外。 ○同じ事業所で、同じ敷地内の違う場所での復旧であれば対象となるか。 （本市） 対象となる。 ○被災した機械を処理業者に一気に処分してもらった。処分してしまった機械に対しての証明はどういったものが考えられるのか。 （本市） 例えば、り災証明書や廃棄する前の写真、固定資産台帳や廃棄したことが証明できる書類等が考えられる。 ○機械の修繕コストと新規に購入するコストがほぼ同等の場合、今後のために新規購入したいが補助金対象となるか。 （本市） 基本的には原状復帰の修理を原則とする。ただし、修理費用が新規購入コストを上回ってしまった場合などは、修理できない証明書を出していただき、

審査扱いとなる。修理費用が購入費用を上回るかなどはメーカーにも確認をしてほしい。

○県の広報で「県の補助金が出る」という事が記載されていたが、本日の補助金以外にも県から補助金が出るのか。できれば両方を併用したい。

(神奈川県)

広報に掲載されていた被災企業への補助金は、本日説明している補助金の財源として含まれているので、他に補助金の制度はない。

○他に補助金はないか。本日の補助金を申請することで、補助金の申請漏れはないか。

(本市)

県の補助金に横浜市の財源も加えての補助金であり、現在のところ他に制度はない。仮に他に補助金があった場合でも、同じ機械に複数の補助金を利用する場合は補助対象とならない。

○被災した設備について、既にリース契約が終わっている。リース契約については「横浜市一般競争有資格者名簿」に記載のある会社との契約を条件とされているが、契約したリース会社が、名簿に記載がなかった場合、補助金対象にならないのか。

(本市)

~~そのとおりである。~~

→リース事業者について「横浜市一般競争有資格者名簿」の条件を除外しました。名簿に記載がないリース事業者も対象とする。(11月1日付)

○堤防を直すまでに、同じような台風が来たら今回と同じような被害が出てしまう。その前に我々はシャッター、玄関、通用口前に1.5mの防水壁を作ろうと思っている。このような設備投資に対しても補助制度を作ってほしい。

(本市)

ご意見として参考にさせていただきたい。

○商品は補助金対象にならないか。

(本市)

本補助金は、今後継続的に事業を行うために必要とされるものを補助の対象としている。そのため、商品・原材料・仕掛品・運転資金等、一時的な損失補填にあたるものは補助の対象から除いている。

○被災設備は当社の社員が修理できるため修理には出さない。材料を購入して修理することになるが、これらの部材については補助対象となるか。

(本市)

自社の社員の人件費は対象外。購入した部品等については検討する。

→修理に要した部品等については補助対象とする。(11月1日付)

○車両について、海水の水没による被害証明しかメーカー側から出ないが、その証明で対応可能か。

(本市)

メーカーや修理業者等から「今後長期的に車両を使用することはできない」といった内容の証明で対応できる。

○予算の上限があると思うが、予算を超えた場合はどうなるか。

(本市)

予算については、被災企業へのヒアリングを基に、補助金のおおよその必要額で補正予算を組んだ。予算の範囲内の対応となる。

○倉庫の中の機械が被災した。機械は現場に持って行って使うものだが、補助金の対象になるのか。

(本市)

機械の置き場所が被災した場所(市内)であれば補助対象となる。

○修理不能であることの証明書(第24号様式)について、当社の関係業者からの証明では不可となるか。

(本市)

修理不能の証明に関して、関連業者は不可という制限は設けていない。

○海沿いにある会社のため壁が壊れ備品がすべて流された。メーカーの証明が出ないが、この場合は補助対象外となるのか。

(本市)

り災証明書や固定資産台帳、廃棄処分をしたときの証明書、産業廃棄物業者が廃棄する備品等を撮影した写真等などでも対応可

○1階が使えなくなって、他の場所に移動したものがある。その中で例えば光回線設備などの移動も今回の補助対象となるか

(本市)

市内であれば光回線等の設備移動費も対象となる。

○補助対象経費の注意事項に、同等のものと書いてあるが、新たに設備を導入する場合は、同じものよりも今後のことを考えて性能のいいものを導入したり、緊急で調達して納期の早さを優先して性能のよいものを導入せざるをえなかった場合は補助金の対象となるか。

(本市)

修理不能で新たな設備を導入する場合は、同一の数量、用途、目的であり、メーカーからの同等証明を入手していただきたい。

○設備の中で、特別償却により一括償却してしまっているため、証明ができないものがある。このようなものに対してはどのようにしたらいいのか。

(本市)

一括償却したものについても、対象になる。

○既に新しい車両を購入しており、古い車の車検証を持っていないがどうしたらいいか。

(本市)

り災証明や廃車証明、被災時の写真等で対応可能。

○横浜市税・県税への滞納がないことが補助対象者の要件に上がっているが、国税への滞納があった場合は補助対象外となるのか。また、社会保険について滞納があった場合はどうか。

(本市)

~~市税、県税以外に、国税等の滞納があれば、補助対象から外れる。~~

→市税、県税以外の滞納状況については申請要件としない。(11月1日付)

○被災したフォークリフトの部品を発注しているが、メーカーが被災しており部品の供給ができない。部品が届くのが来年5月になるが、その間も車両が必要になるのでレンタルで対応する予定。レンタル費用は補助対象にある賃料に含まれるか。

(本市)

レンタル費用も対象となる。

○リース物件が流されてしまい、残りのリース料や違約金を払わなければならない。これは対象になるか。

(本市)

リース契約の残債や違約金は対象とならない。新たなリース契約のリース料は対象となる。

○塩を被った緑地、草地、植木が枯れてしまった。整備費用は補助対象か。

(本市)

敷地内の緑地整備費用は補助対象とする。

○「親会社から支援を受けているみなし大企業」というのを具体的に教えてほしい。親会社から補助を受けている場合には補助対象から除かれるということか。

(本市)

親会社から台風の被害にかかる支援を受けられる場合は補助対象外となる。親会社から復旧にかかる支援を受けられない場合は、親会社からその旨を記載した書面をもらってほしい。たとえば、「親会社の経営状況が非常に厳しく、子会社への支援をすることができない」といったものを書面で提出していただく。審査のうえ、確認ができれば補助対象となる。

○募集案内5ページの(2)補助対象の「被災した所在が金沢区以外」について、設備の所在が金沢区以外にあるかということか。

(本市)

被災した場所が金沢区か金沢区以外であるかで判断する。金沢区で被災を受けた施設・設備は上乘せの対象となる。

○修理不能であることの証明書はどういうものか。

(本市)

修理先やメーカーに設備の修理ができない旨の確認をとっていただき、修理不能の理由を記載いただく証明書。例えば、修理する部品が存在していない、新品を購入する費用より修理費が高いなどの理由が当てはまる。

○メーカー側に修理を依頼したが、受け付けてもらえず、修理しても今後壊れないことの保証ができないと言われている。そのうえで、自分たちで修理を行ったが、いつ壊れるか分からず、買い替えで対応したいがどうすればよいか。

(本市)

メーカー、ディーラー等で修理の保証ができないという理由でも対象となる。修理できた場合でも、「○か月後に正常に動作しているか保証できない」という理由も対象となる。

○自分で直して動くようになった設備に関しても、ディーラー等が修理できないということであれば、修理不能の証明としてよいか。

(本市)

構わない。提出いただいた内容で審査する。

○すでにリース契約をしている場合、補助金分をリース料から減免する項目が契約に含まれていないものがあると思うが、補助金の申請をする前に変更契約をするということによろしいか。

(本市)

既にリース契約したものであっても、補助金要件に合致するよう変更契約できるものは補助対象となる。

○壊れた機械のうち、メーカーが既に存在しない機械がある。被災した機械が修理不能という判断は誰がすればよいか。

(本市)

メーカー、修理工場問わず、判断をすることができる方からの証明があれば構わない。

○補助金の申請書類について、

「車両等の所有を証する書類の写し」について、教習車のため車検証がないが、補助対象外となるか。

(本市)

車検証以外にも、固定資産台帳や償却資産に関する書類などの提出があれば、所有物として判断させていただく。

【護岸について】

○今後の仮復旧について、福浦は護岸があつて緑地帯があり歩道となっている。幸浦は護岸のすぐ後ろに敷地があり、間の緑地帯がないため、仮復旧で示された海岸線沿いに土嚢を積んで水の侵入を防ぎ、建物前に土嚢で対応というようなことができない。幸浦地区の一部に私有地があり、護岸整備をする際にこの問題を解決しないと整備が進まないと聞いた。しかし、幸浦でも福浦と同様に仮のガードフェンス等の設置をお願いしたい。

(本市)

幸浦について、私有地の問題を整理して福浦と同じく整備を進めていく。仮復旧に当たっては個別にも相談させていただく。

○今後の本復旧に向けての会議開催の連絡や方針決定の周知などのツールを確立してもらいたい。ホームページを見なければならぬのではなく、必要な情報が確実に被災企業等に伝わるシステムを作してほしい。

(本市)

情報提供等については記者発表において対応していたが、今後情報の伝達について金沢産業連絡協議会の事務局などを通じて情報が伝わるようなかたちを取る。

○台風15号の浸水の経路について、分かり次第知らせてほしい。これがないと取るべき対策が分からない。台風19号は、対策を過剰にとりすぎてしまった。今日の話は湾岸部の防波堤に特化した話だったが、私どもの考えでは福浦と幸浦の間の水路から被害が出たと思われる事象がある。私どもは福浦地区に複数事業所あるが、最もひどい被害は福浦と幸浦の間の水路の近くで50cmもの浸水があった。そのほかは30cm未満。水の侵入経路がわかることによって、今後の台風への水路対策や効果的な土嚢の積み方が可能になる。

(本市)

水の侵入経路については、国のほうで現在調査中。護岸整備をすすめているが、水路については今の空いている状態をどのように埋めていくかについて護岸とともに対応を進めていくつもり。雨水の管路についても話があったと思うが、管路は別の組織が対応している。そちらも合わせて対応し、別機会にご報告をさせていただく。

○護岸の本復旧の目途はいつごろか。

(本市)

今回の台風は複合的な波で大きな波がたったということ。これに対しどのように防ぐことができるか検討を進めている。本復旧を来年の台風シーズン前と目標を定めて、今後こういったことが起こらないように取組を進めていきたい。

○10メートルを超える波が来たということだが、実際に10メートルの波は発生したのか。

(本市)

たしかに山の上に草木があつて、押し流された波の跡がある。国の研究者が現地を確認した結果、そのような結論となった。その後実際波の観測を踏まえた結果、10メートルの波がきたと実証されたと思われる。

○工場の賃貸をしているが、内覧にきた方から断られた。東京に本社がある大きなところからすると、福浦のあたりは危ないと思われる。かなり立派な護岸を作ってもらわないと、今後の影響が出てくる。

(本市)

国とともに、台風第15号、19号を踏まえた護岸をつくるという形で取り組んでいる。きちんと皆さんに納得していただけるような構造にして、護岸の復旧をしていきたい。

○護岸でどこまでカバーできるのかによって、復旧内容も変わってくる。相談できる場所を教えてください。

(本市)

10メートルの波にどう対応していくかということに関しては、護岸をどういう構造にしていくかと、消波ブロックをどのように置いていくかということが大事だと考えている。護岸の前面に、消波ブロックを設置することや護岸に隣接する緑地の背後にコンクリート壁等を造るということをあわせながら、護岸の本復旧をしていきたい。

【その他】

○台風や災害のときに、財産や車両を避難させる場所の常時開設を検討してほしい。

(本市)

ご意見ということで今後検討していきたい。

○トラブルが起きた下水道は今後どうなっていくのか。

(本市)

福浦、幸浦地区全体のマスや取付管の清掃はすでに完了している。下水道本管の破損や著しい土砂の堆積がないかを点検し、問題がないことを確認している。下水管を通じた海水の逆流が発生しないよう、現在、ハード整備を検討している。

○この地区のハザードマップはどうなっているのか。

(本市)

2021年に新しいハザードマップを作成予定。完成後、配布していく。

<11月5日>

○保険の適用と補助金の対象範囲の関係は。

(本市)

保険金受領分は補助の対象外。これを除いた部分が補助金の対象経費となる。

○中小企業の要件は。被災の前後で会社規模が変わる可能性がある。いつの時点での判断をすればよいか。

(本市)

台風15号により被災した時点で判断する。

○り災証明書はどこで申請するのか。

(本市)

各区の消防署にお問合せいただきたい。

○台風19号は補助金の対象にはならないのか。

(本市)

この補助金制度は台風15号に対する支援であり19号は対象外。台風19号については、国・県・市で別途検討していく。